

物損について

本号以下で交通事故による損害のうちの、いわゆる「物損」について説明したいと思います。

物損とは

●まず「物損」とは、もの(物)が滅失・毀損されたことによる損害のことです。交通事故によるといっても、自動車(車輛)だけでなく、建物や塀、動産など人身上の損害(人損)以外のものをいいます。

●ただし、「もの」といっても、例えば義眼、義歯、義肢、眼鏡、コルセット、松葉杖、補聴器など身体に装着しあるいは密着して身体一部の機能を代行しているものは「人損」とされます。また、着衣や履物など日常生活に使用されるものも「人損」とします。ただし、余り高額でないことが必要です。また、身につけるものとはいえ装飾品は「人損」に含みません。

人損と物損の違い

●人損と物損の扱われ方の違いは、自賠法第3条の適用の有無にあります。すなわち、「人損」に対しては自賠法(自動車損害賠償保障法)第3条が適用され、被害者が加害者の故意・過失を立証する必要はなく、加害者が①自己の無過失、②第三者の故意・過失および③自動車の機能・構造の無欠陥を立証しない限り賠償責任を免れません(過失相殺は可能)。これに対して「物損」については、被害者が民法第709条により加害者の故意・過失を主張・立証しなければなりません(使用者責任を問う場合は民法第715条の要件も)。尤も、事故が発生した以上、一般的に言って、少なくとも加害者の過失は認められやすいので、現実の運用において大きな差異はないものと言えましょう(加害者が故意の場合は一般論として保険はきかない)。

自動車の場合

●交通事故のことですから、「もの」が自動車の場合で考えます。

(1)まず、「全損」か「全損でない」かについて。

①修理不能かまたは車体の本質的構造部分に重大な損傷が生じ、買い替えるのが社会通念上相当と認められる場合、②破損前の自動車と同種・同等の自動車を取得する費用(中古車代)を超える修理費を必要とする場合などは「全損」とするというのが裁判例です、この場合は自動車の中古車としての時価が損害です。

(2)それでは、時価評価はどうするのでしょうか。裁判においては鑑定という方法があります。一般的には、いわゆるレッドブック(オートガイド自動車価格月報)またはイエローブック(中古車価格ガイドブック)を参考にする、査定協会(財団法人自動車査定協会)の査定を参考にする、税法上の減価償却に準拠するなどです。時価査定が困難なのは、特殊仕様車で市場性の低いものや、かなり古くて交換価格が出しづらいものです。これらについて。裁判所はいろいろ工夫をしてそれなりの価格を出しているのが参考になります。

全損の場合

●全損の場合、スクラップ代として換金できる分は自動車の時価から控除するというのが一般的です。しかし、最近では、廃車による処分代金が必要とされる時代であり、スクラップ代が出るということはまずないと考えてよいでしょう。ただし、だからといって廃車による処分代金までが損害として請求できることにはならないと思います。事故に遭わなくても、いつかは廃車し処分代金を自分で負担すべきだからです。

●全損のために自動車を買替える場合にかかる相当の費用は損害として請求することができます。自動車取得税、重量税、車庫証明の費用、登録費用や納車費用などがこれに該当します。

(日弁連交通事故相談センター・交通事故損害額算定基準16訂版を参考にしています)